

古物商許可

用語の説明

■ 古物とは

一度使用された物品や、新品でも使用のために取り引きされた物品、及びこれらのものに幾分の手入れをした物品を「古物」といいます。

古物は、古物営業法施行規則により、次の13品目に分類されています。

- (1)美術品類 (2)衣類 (3)時計・宝飾 (4)自動車
- (5)自動二輪車及び原動機付自転車 (6)自転車類
- (7)写真機類 (8)事務機器類 (9)機械工具類 (10)道具類
- (11)皮革・ゴム製品類 (12)書籍 (13)金券類

■ 古物商とは

古物の販売、交換をする営業(古物営業)には、盗品等が混入する恐れがあるため、古物営業法により、都道府県公安委員会の許可を得なければ営むことができません。

古物営業を営むため、公安委員会から許可を受けた者を「古物商」といいます。

■ 古物市場主とは

古物市場とは古物商間での古物の販売、交換をするための市場をいいます。

古物市場の営業を営むため、公安委員会から許可を受けた者を「古物市場主」といいます。

■ 古物競りあっせん業とは

古物競りあっせん業(インターネット・オークション)とは、インターネットを利用して、古物を売却しようとする者と買い受けようとする者との会場でオークション(競り)が行われるシステムを提供する営業のことをいいます。

インターネット・オークションを営む者を「古物競りあっせん業者」といい、考案委員会への届出が義務付けられています。

許可をうけられない場合

次に該当する方は、許可を受けられません。

1. 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。
2. 禁錮以上の刑、又は特定の犯罪により罰金の刑に処せられ、5年を経過しない者
3. 住居の定まらない者
4. 古物営業の許可を取り消されてから、5年を経過しない者
5. 営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者

その他

- ※ 古物商許可は、資格の取得とは異なります。営業するために必要な許可です。したがって、引き続き6ヶ月以上営業しない場合は、返納しなければなりません。
- ※ 許可取得後、申請時に届出た事項に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- ※ 自宅で不要になった物品を、フリーマーケット等に参加して売却するだけであれば、古物商の許可は必要ありません。

手数料

古物商営業の許可申請	19,000円
許可証再交付	1,300円
許可証の書き換え	1,500円
古物競りあっせん業の認定申請	17,000円

標準処理期間

約 40日位

～許可後の注意事項～

1. 他人に名義を貸して営業させてはいけません

古物商は自己の名義でもって、他人にその古物営業を営ませてはいけません。

2. 標識を掲示しよう

営業所もしくは露店ごとに、国家公安委員会規則で定める様式の標識を、公衆の見やすい場所に提示しなければいけません。

3. 許可証を提示しよう

取引の相手方から許可証または行商従業者証の提示を求められたときは、これを提示しなければいけません。

4. 古物について確認しよう

古物業者は原則として古物を買受たり、交換等をするときは、相手方の住所、氏名、年齢、職業等を確認しなければなりません。中古車を取り扱う場合は車検証のコピーを保管しましょう。

5. 不正品は申告しよう

古物を取り扱う場合、不正品の疑いがあると認められるときは、直ちに警察まで申告をしなければなりません。

6. 古物台帳を作成して管理しよう

古物の売買、交換等を行うときは、その都度、取引に関する事項を帳簿に記載しなければいけません。また、古物台帳は3年間保存しなければなりません。

〒277-0852 柏市旭町1丁目4番11号
クワイティブ1 5F
行政書士法人あさひ法務
代表社員・行政書士 新山 晴美
社員・行政書士 涌井 巧
TEL 04-7147-0638 FAX 04-7147-0666